

写

事務連絡
令和2年11月17日

(重要) 本事務連絡は、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より各都道府県知事等宛等に発出された「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」(事務連絡)の内容を周知するものです。関係者に周知願います。

独立行政法人日本スポーツ振興センター
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本オリンピック委員会 御中
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
各スポーツ関係団体

スポーツ庁政策課

**来年2月末までの催物の開催制限、
イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた
取組強化等について**

【1】 来年2月末までの催物の開催制限について

催物の開催制限については、「11月末までの催物の開催制限等について」(令和2年9月14日付スポーツ庁政策課事務連絡)において御連絡したとおり、12月以降の取扱いについては「今後検討の上、別途通知する」とされていたところですが、11月12日に、「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」(各都道府県知事等宛、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡。以下「内閣官房事務連絡」という。)が発出され、12月1日以降、当面来年2月末までの催物の開催制限の内容が示されました。

この取扱いは12月1日から実施することとされており、催物の開催制限の来年3月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知することとされています。

また、内閣官房事務連絡においては、別紙1「イベント開催時の必要な感染防止策」、別紙6「屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント」、別紙8「イベントの大規模化に伴い高まるリスクへの対策」等、催物の開催にあたっての留意事項等についても示されております。

各団体におかれましては、これらの内容について御了知いただくとともに、内閣官

房事務連絡においてお示しする人数上限及び収容率要件については、国として示す目安であり、各都道府県がそれぞれの地域の感染状況等に応じて、異なる基準を設定しうること留意をいただいたうえで、各都道府県が設定する基準の内容や各都道府県からの要請等の内容に十分に御留意いただき、引き続き、安全確保に細心の注意を払い、感染拡大防止に万全を期すようお願いいたします。

【2】感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について

内閣官房事務連絡に「2. 催物の開催に関する留意事項」として示されている通り、イベントの大規模化等に伴い、万が一、クラスターが発生した場合の医療ひっ迫等の影響も想定されることから、より一層の感染防止策の強化を図るためにも、各団体においては加盟団体等も含めて、改めて業種別ガイドラインの周知・徹底を図っていただきますようお願いいたします。

また、内閣官房事務連絡においては、関係各府省庁に対して、「（クラスターが）業種別ガイドラインの未遵守が原因と考えられる場合はその遵守を働きかけること」「業種別ガイドライン上の対策が不明確と考えられる場合は当該対策を業種別ガイドラインにおいて明確化すること」等により、再発防止に努めることが求められておりますので、御承知おきいただけますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策分科会のHPにおいて、「クラスターの分析に関するヒアリング調査等の結果と今後に向けた検討」として、自治体に対して各地域におけるクラスターの事例や当該自治体による分析の状況について聞き取り等を行った結果を取りまとめた資料が公表されております。その中には、例えば「運動に係る施設（スポーツジム・ボクシングジム・ダンスクラブ）」（P. 7）、「寮」（P. 9）、「スポーツチーム」（P. 10）といった、スポーツに係る分野における事例や分析、対策から得られた知見や教訓等も掲載されておりますので、対策の御参考としていただけますようお願いいたします。

さらに、内閣官房事務連絡「3. 業種別ガイドラインの遵守徹底に向けた取組の強化について」に示されている通り、催物の開催に関連した業種であるか否かに関わらず、内閣官房事務連絡別紙9に示された感染リスクが高まる「5つの場面」に照らし、業種別ガイドラインに記載された対策を確実に実施いただけるようお願いいたします。

加えて、内閣官房事務連絡「4. 寒冷的場面における換気等について」において、適切な室内環境（温度・湿度等）を維持しつつ、十分な換気を行っていくことが重要であるとして、別紙10「寒冷的場面における新型コロナ感染防止等のポイント」が示されておりますので、その内容について十分御留意いただくようお願いいたします。

以上の内容も踏まえつつ、各団体におかれましては、業種ごとに策定されている感染拡大防止ガイドラインにつきまして、内閣官房事務連絡や新型コロナウイルス感染

症対策分科会資料の内容等に基づき、必要に応じて改訂を行う等、適切に対応いただきますようよろしくお願いいたします。また、今後新たに感染拡大防止ガイドラインの策定を御検討されている団体におかれましては、内閣官房事務連絡の内容等を踏まえた策定をいただきますようよろしくお願いいたします。

本件について、下記参考情報とあわせ、加盟・登録団体に対しても周知いただくようお願いいたします。

記

- ・ 来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等（令和2年11月12日付け 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenaku_20201112.pdf
- ・ クラスターの分析に関するヒアリング調査等の結果と今後に向けた検討（令和2年10月23日（金） 新型コロナウイルス感染症対策分科会事務局）
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/kongo_kento_12_2.pdf
- ・ 令和2年11月12日（木）新型コロナウイルス感染症対策分科会（第15回）資料
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/corona15.pdf>

〔その他〕

- ・ 文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html
- ・ 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（内閣官房ホームページ）
<https://corona.go.jp/>
- ・ 新型コロナウイルス経済対策 スポーツ団体・個人向け支援策・お問合せ一覧
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_0008.html
- ・ スポーツ関係の新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインについて
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

連絡先

スポーツ庁政策課

電話：03-5253-4111（内線 3791, 2673） メール：sseisaku@mext.go.jp